

北広島公式ウェブサイト広告掲載取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、北広島市公式ウェブサイト広告に掲載するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 北広島公式ウェブサイト 北広島市が管理するWEBページ（以下「市WEBページ」という。）をいう。

(2) バナー広告 市WEBページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市WEBページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 市WEBページに広告を掲載できる者、広告の内容及びリンク先WEBページの内容の基準は、北広島市広告取扱要領（平成18年12月1日市長決裁）別表北広島市広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次に定めるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦70ピクセル×横200ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG
- (3) データ容量 4KB以内

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページはトップページとし、掲載位置及び枠数は市長が指定する。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1年以内（1ヶ月単位）とする。

- 2 広告の掲載の開始日及び終了日は別途市長が定める。

(広告掲載希望者の募集)

第8条 広告掲載希望者の募集は、市WEBページ及び広報等により公募する。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じるときに予め行うことができる。

3 市長は、公募を行なうにあたって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第9条 市WEBページに広告掲載希望者は、WEBページ広告掲載申込書(第1号様式)により、郵送、FAX又はメールで市長が指定する期間に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 前条の申込みに基づき、市長が広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知(第2号様式又は第3号様式)する。

3 市長は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順序により決定する。なお同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの。

(4) その他の私企業又は自営業等

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

(広告掲載内容の承諾)

第11条 広告掲載可の決定を受けたもの(以下「広告主」)という。)は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書(第4号様式)を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載料)

第13条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、市長が決定する。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第14条 広告の内容及びデザイン等については、市及び市WEBページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、市長が審査を行なうとともに、広告主と市が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第4条に規定するもののほか市長が別途定める。

(広告内容等の変更)

第15条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの要領等の制限事項に抵触していると判断したときは広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第16条 市長は、次の各号に該当する場合には広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行なわないとき
- (4) 広告主、広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が、各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によって解消できないとき
- (5) その他、広告主が市及び市WEBページの信用を失墜するなど広告掲載が適切でないとき市長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第17条 広告主は自己の都合により、市WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取消した月以降の納付済み月額額の総額とする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子は付さない。

(広告掲載期間の延長)

第19条 広告掲載期間内に、市の都合で市WEBページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は掲載期間の延長は行なわない。

2 広告主の責に帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行なわない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(リンク先)

第21条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに市の担当部局に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第22条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起は、市の所在地を管轄する裁判所に行なうものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第24条 この要領に定めるもののほか広告に関して必要な事項は別に定める。

附則 (平成19年6月20日市長決裁)

この要領は、平成19年6月20日から施行する。

附則 (平成26年4月1日改正)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

別記第 1 号様式

北広島公式ウェブサイト広告掲載申込書

令和 年 月 日

北広島市長 様

北広島公式ウェブサイトの広告掲載取扱要領第 9 条の規定に基づき、次のとおり
広告掲載を申し込みます。

1 掲載希望者

住 所 (所在地)	〒		
	電話		FAX
企業・団体名			
代表者名			
担当者名		電話	
	E-Mail		

2 掲載希望期間

年 月 から 年 月 までの ヵ月間

3 掲載広告案

--

4 リンク先アドレス

--

※ご注意ください

広告の規格は、大きさ縦 70 ピクセル×横 200 ピクセル、形式 GIF（アニメーション不可）
又は JPEG、データ容量 4KB 以内などの制限があります。

様

北広島市長

北広島公式ウェブサイト広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付で申込のありました北広島公式ウェブサイトへの広告掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 掲載期間

年 月 から 年 月 までの ヲ月間

2 掲載広告

--

3 リンク先アドレス

--

4 広告掲載料 金 円

5 納付期限 令和 年 月 日 ()

6 承諾書提出期限 令和 年 月 日 ()

※ご注意ください。

この決定通知書に異議がなければ、別添の納入通知書により納付期限までに広告掲載料を指定の金融機関でお支払ください。

また、掲載期間の基準は1日の午前9時から翌月の1日の午前8時59分（多少時間が前後する場合があります。）を1か月としますのでご承知願います。

様

北広島市長

北広島公式ウェブサイト広告掲載不可決定通知書

令和 年 月 日付で申し込みのありました北広島公式ウェブサイトへの広告掲載について、次のとおり非掲載と決定したので通知します。

1 申込掲載期間

年 月 から 年 月 までの か月間

2 申込掲載広告案

--

3 リンク先アドレス

--

4 不可決定理由

--

別記第 4 号様式

北広島公式ウェブサイト広告掲載承諾書

北広島市長 様

令和 年 月 日

所 在
名 称
代表者氏名

- 1 広告掲載期間 令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで
- 2 広告掲載料 金 円

上記広告掲載について、北広島市公式 WEB サイト広告掲載取扱要領及び北広島市
広告掲載基準に定める条項を遵守し、次に記載した事項に同意の上、承諾書を提出い
たします。

- 1 広告掲載料の支払
広告主は、広告掲載料を指定する期日までに前納すること。
- 2 広告主の責務
広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うこと。
- 3 協議事項
広告掲載について疑義が生じた場合は、双方協議の上、定めること。